**開発行為及び土地区画整理事業に伴う公園指導基準**

この基準は、無秩序な宅地開発を防止し、良好な都市環境の形成に資することを目的として、次に掲げる事業（以下「開発事業」という。）により整備される公園について、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

１　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条に基づく開発行為

２　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第３条に基づく土地区画整理事業

第１　事前協議の実施

１　開発事業を実施しようとする者（以下「事業者」という。）は、関係法令の基づく手続を行う前に、公園の整備計画等について公園景観課と協議し、必要な指導を受けなければならない。

２　前項の協議は、協議書を提出することにより行い、必要に応じて協議書に位置図、計画平面図、排水計画図その他詳細図を添付すること。

３　前項の指導内容は、第２から第７までに掲げる事項その他必要な事項とする。

第２　事前協議内容の変更

事業者は、事前協議により決定した内容を変更しようとするときは、変更内容を記載した協議書を作成し、公園景観課と協議しなければならない。

第３　区画入居者に対する説明

　　　事業者は、開発事業の区画入居者に対して、別紙「街区公園の維持管理について」により説明を行い、当該区画入居者の理解を得ること。

第４　公園に関する基準等

１　事業者は、開発事業における公園の整備に関し、開発ハンドブック（山口県土木建築部建築指導課発行）、岩国市都市公園条例、岩国市都市公園条例施行規則、関係法令等に規定する事項を遵守しなければならない。

２　前項の事項に定めのないものについては、次に掲げる事項に留意すること。

　　⑴　公園の形状は、原則として整形地（標準画地）とすること。

⑵　公園の面積は、防災及び避難活動上の見地から原則として１か所当たり150㎡以上とすること。ただし、あらかじめ公園景観課との協議により認められた場合は、１か所当たり150㎡未満とすることができる。

⑶　公園の出入口は、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　出入口のうち１か所は、管理用車両が通行できる幅３ｍを確保すること。

　　　イ　出入口からの水平距離が、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ず1.5ｍ以上設けられない場合は、縦断勾配を４％以下とし、３％以上４％以下の部分が30ｍ以上続く場合はその途中に1.5ｍ以上の水平な部分を設置すること。

　　　ウ　出入口の表面は、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

　　　エ　出入口に排水溝を設ける場合は、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けること。

　　⑷　広場は、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　広場は、真砂土を均一に敷き、隣接地、道路等に土砂の流出がないよう、かつ、水が溜まらないよう排水先に勾配をとり転圧すること。なお、広場の表面の厚さは10㎝以上のとおし真砂（小石等がないもの）とすること。

　　　イ　公園に公園施設以外の工作物等を占用しようとするときは、事前に公園景観課と協議し、承認を得ること。

　　⑸　公園境界に構造物がある場合は、基礎部分を境界とするものとし、境界を明確にするためコンクリート杭又は境界プレート（アンカー止め）を設置すること。

第５　公園に設置する施設の数量等

１　公園に設置する施設及びその数量は、次の表に掲げる公園面積の区分に応じ、施設ごとに定められた数量を標準とすること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公園面積　　施設名称 | 単位 | 公園面積（㎡） |
| 150未満 | 150以上300未満 | 300以上1,000未満 | 1,000以上 |
| １ | 植栽 | 式 | １ | １ | １ | １ |
| ２ | 複合遊具 | 〃 |  |  |  | １ |
| ３ | 鎖ﾌﾞﾗﾝｺ（安全柵共） | 基 |  |  | 2人用1基 | 4人用1基 |
| ４ | 小型単式滑り台(別途協議) | 〃 |  | １ | 1 | １ |
| ５ | ｽﾃﾝﾚｽﾊﾞｰ3段低鉄棒(別途協議) | 〃 |  | １ | 1 | １ |
| ６ | 外柵（ﾌｪﾝｽ）H＝1.2～2.0ｍ | 式 | １ | １ | １ | １ |
| ７ | 車止め（脱着式車止め） | 〃 | １ | １ | １ | １ |
| ８ | 排水施設 | 〃 | １ | １ | １ | １ |
| ９ | ベンチ | 〃 | ２ | ３ | ５ | ６ |
| 10 | 水飲み場 | 〃 |  |  | １ | １ |
| 11 | 給配水設備 | 〃 | １ | １ | １ | １ |
| 12 | 照明設備 | 基 |  |  | １以上 | ２以上 |
| 13 | 園名板及び使用上の注意書き | 〃 | １ | １ | １ | １ |
| 14 | その他の公園施設は別途協議する。 |

２　前項の数量、施設の配置及び植栽の樹種については、事前に公園景観課との協議により承認を得たものとすること。

第６　公園に設置する施設の基準等

事業者は、公園に設置する施設の基準等について、次の事項に留意すること。

⑴　遊具は、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　遊具は、一般社団法人日本公園施設業協会・団体賠償責任保険又は同等以上の保険に加入した鋼製遊具を標準とすること。

　　　イ　都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省監修）に基づく安全基準を満たした遊具とすること。

　　　ウ　設置した遊具に関する保証書及び保険加入証を公園景観課に提出すること。

⑵　外柵は、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　外柵の高さは、1.2ｍを標準とすること。ただし、民家等が隣接している場合は2.0ｍとすること。

　　　イ　外柵に使用する製品は、朝日スチール工業株式会社AR-A1200MS DBと同等品以上とすること。

　　　ウ　外柵の下面付近は、コンクリート舗装等により草が生えない措置をすること。

⑶　車止めは、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　車止めは、南京錠が設置可能な着脱式とすること（南京錠は、公園景観課が設置するものとする。）。

　　　イ　車止めの有効間隔は、90㎝を標準とし、前後に150㎝以上の水平部分を確保すること。

　　　ウ　車止めの材質は、鋼管溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス製とし、その径はピラー型Φ100㎜以上、横型Φ60㎜以上とすること。

⑷　排水施設は、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　排水施設の構造は、公園の雨水等を有効に排出するため、有効排水断面25cm×25cm以上とし、通行する車両等の荷重を考慮したものとすること。

　　　イ　排水施設を外柵の内側に設置する場合は、荷重に応じた蓋掛けを行うこと。

　　　ウ　排水施設の放流先は、放流先の施設管理者と事前に協議し、合意を得た上で接続すること。

⑸　ベンチは、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　背もたれ付ベンチを標準とすること。

　　　イ　材質は、リサイクルウッド等の長寿命のものを標準とすること。

　　　ウ　製品は、㈱コトブキRV001-SM-NA-RDと同等品以上とすること。

⑹　水飲みは、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　バリアフリーに対応した製品とすること。

　　　イ　２か所以上水栓があるものであって、自閉式の水飲み及びプッシュ式の手洗い用水栓をそれぞれ１か所以上有する製品とすること。

　　　ウ　材質は、擬石等の耐久性に優れ、メンテナンスが容易なものを標準とすること。

　　　エ　製品は、H.O.C㈱ FD-0020と同等品以上とすること。

⑺　給排水設備は、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　水道管は、公園内まで敷設し、敷地境界付近に止水栓（ボックス共・キャップ止め）を設置すること（公園内に給水施設を設置する場合を除く）。

　　　イ　岩国市水道局への加入金等の必要な費用は事業者の負担とすること。

　　　ウ　岩国市公共下水道供用開始区域においては、下水道管を公園内まで敷設し、敷地境界付近にてキャップ止めとすること（公園内に排水施設を設置する場合を除く）。

　　　エ　水道管及び下水道管の引込み位置等については、あらかじめ、各管理者と協議の上、決定すること。

⑻　照明設備は、次に掲げる基準により整備すること。

ア　ポールは、堅ろうで、サビ・腐食に対する処理を十分に行った金属製（鋼管ポール又はアルミポール）とすること。

　　　イ　照明灯は、ＬＥＤ照明灯を標準とし、公園の平均照度が概ね３ルクス以上となるように配置すること。

　　　ウ　照明灯の点灯方式については、自動点滅器及び24時間タイマー併用とすること。

　　　エ　埋設配管は、土かぶりを60cm以上とすること。

　　　オ　使用する資材の規格は、日本工業規格、電線技術委員会標準規格、日本照明器具工業会等の関係規格に適合したものとすること。

　　　カ　照明器具、ポール、配電盤などは、事前に特性表、製作図などにより公園景観課と協議し指示を受けること。

　　⑼　園名板及び公園使用上の注意書きは、次に掲げる基準により整備すること。

　　　ア　園名板及び公園使用上の注意書きは、全ての出入口付近に設置すること。

　　　イ　材質は、ステンレス、アルミ、アルミ複合板、リサイクルウッド等の長寿命のものとすること。

　　　ウ　園名板及び公園使用上の注意書きの内容は、公園景観課が指示したものとすること。

第７　開発事業完了後の書類等の提出

事業者は、開発事業の完了後に公園の地積測量図の写し及び公園景観課が指定する公園台帳（Ａ３サイズの平面図及びＳＦＣ形式データ）を提出すること。

第８　その他

　　　この基準の内容について疑義がある場合は、公園景観課と協議し指示を受けること。

別紙「街区公園の維持管理について」

１　地域の皆様に行っていただく街区公園の維持管理について

　⑴　街区公園は、地域に密着した公園として、公園がある地域の自治会、子供会、老人クラブ等の地域の皆様に、次の維持管理をお願いしています。

　　ア　清掃（便所を含む。）

　　イ　除草

　⑵　街区公園の維持管理に伴う消耗品については、公園景観課から必要数を支給しています。

　　ア　公園用ごみ回収袋

　　イ　トイレットペーパー

　　ウ　トイレブラシ

　　エ　トイレ洗浄剤

　　オ　デッキブラシ

　　カ　その他街区公園の維持管理に必要と認められるもの

　⑶　除草等を行った後のごみについては、公園用ごみ回収袋に入れ、公園の出入口付近の１か所に集積し、その数量を公園景観課に連絡してください。

※　原則として、水曜日に公園景観課が委託した業者が回収します。

　⑷　その他、公園の維持管理に関して、ご不明な点がありましたら、公園景観課(電話　29-5160)にお問い合わせください。

２　岩国市が行う街区公園の維持管理内容について

　　公園景観課は、次の維持管理を行っています。

　⑴　公園施設（遊具、ベンチ、外柵等）の更新等

　⑵　公園施設の改修

　⑶　公園施設に係る光熱水費の負担

**←　９００　→**

**←　７００　→**

**公園使用上の注意**

1. はり紙、広告物を表示しないこと。
2. 物品を販売しないこと。
3. ごみ、その他の汚物を捨てないこと。
4. 諸車の乗り入れをしないこと。
5. 人に危害を及ぼす恐れのある犬及び器具等を

搬入放置しないこと（犬の散歩はしないこと）。

1. 保護者が付き添わない幼児を遊ばせないこと。
2. 人の健全な遊びの阻害及び、情操を低下させないこと。
3. 野球・ソフトボール・サッカー・ゴルフ等しないこと。但し、児童のキャッチボールはよい。
4. 花火等、火気を使用しないこと。
5. その他、公園の用途以外に使用しないこと。

　　　　　　　　　　　　　岩　国　市